

沿岸広域振興局長告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年1月8日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 106号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市箱石第5地割48番2地先から40番1地先まで	新	m 27.9~12.0	m 188.0
	旧	9.6~7.0	188.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
イ 期間 平成28年1月8日から同年2月8日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 大船渡綾里三陸線
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町綾里字白浜47番1地先から字小石浜145番1地先まで	新	A m 30.0~6.0	m 5,001.0
		B 89.4~9.2	2,327.9
	旧	A 30.0~6.0	5,001.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
イ 期間 平成28年1月8日から同年2月8日まで